

# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 27 日(金) 第 8 0 7 8 号

毎週火·金曜日発行

<ul> <li>◆ 告 示 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(159)(指導管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等(161)(集中業務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
の申請手続等(161)(集中業務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
生活保護法による施術者の指定 (162) (福祉保健課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
生活保護法による介護支援事業の廃止の届出(163)(")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
生活保護法による介護機関の指定 (164) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
鳥取県土地利用基本計画の変更 (165) (景観まちづくり課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
ブルセラ病検査等の実施 (166) (畜産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6
種畜証明書の返納(167)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
県道の区域の変更 (168) (道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6
県道の供用の開始(169)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
開発行為に関する工事の完了 (170) (八頭総合事務所県土整備局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, 9
◇ <b>選管告示</b> 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (7)・・・・・・・	• 9
	10
◇ 警察本部 □頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (1) (警察県民課)・・	• 10
	11
告示	
◇ 内水面漁 コイの持ち出し等の禁止等に関する指示(1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
<b>管委告示</b> コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲(2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
平成 21 年度第 5 種共同漁業権者に係る増殖目標量(3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
◇ <b>公 告</b> 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知	
(森林保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
◇ <b>調達公告</b> 随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18

## 示

#### 鳥取県告示第159号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人を廃止したので、告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称	
平成21年3月10日	米子市東福原一丁目 5-16	鳥取西部農業協同組合	本所
11	米子市福万374-1	鳥取西部農業協同組合	伯仙支所
II.	米子市尾高2772	鳥取西部農業協同組合	大高支所
11	西伯郡日吉津村大字日吉津863-2	鳥取西部農業協同組合	日吉津村支所
II.	境港市渡町1897	鳥取西部農業協同組合	境港市支所
II.	西伯郡南部町法勝寺370-1	鳥取西部農業協同組合	西伯町支所
II.	西伯郡南部町天万1904	鳥取西部農業協同組合	会見町支所
II.	米子市淀江町淀江507	鳥取西部農業協同組合	淀江町支所
II.	西伯郡伯耆町吉長104-1	鳥取西部農業協同組合	岸本町支所
II.	西伯郡大山町国信549-1	鳥取西部農業協同組合	大山町支所
II.	西伯郡大山町御来屋262-4	鳥取西部農業協同組合	名和町支所
II.	西伯郡大山町下甲290	鳥取西部農業協同組合	中山町支所
II.	日野郡日南町生山692	鳥取西部農業協同組合	日南町支所
II.	日野郡日野町根雨380	鳥取西部農業協同組合	日野町支所
II.	日野郡江府町大字江尾1945	鳥取西部農業協同組合	江府町支所
11	西伯郡伯耆町溝口392	鳥取西部農業協同組合	溝口町支所

#### 鳥取県告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指 定したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事 務所の所在地	指定代理納付者に納入させる 歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社		インターネットを利用して納付する「鳥取県こども未来基金」への寄附金	

#### 鳥取県告示第161号

平成21年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供(測量、建設コンサルタント、地質調 査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。) に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようと する者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下 「施行令」という。) 第167条の5第2項(施行令第167条の11第3項において準用する場合を含む。) 及び地方公 共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定により告示 する。

平成18年鳥取県告示第841号及び平成20年鳥取県告示第184号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調 達契約の競争入札参加資格の申請手続等について)に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定され た資格とみなす。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 業種区分

競争入札参加資格(以下「資格」という。)の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のと おりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷 類、車両・船舶及び航空機類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗 料類、役務、食品類、その他の物品、払下品類並びにリース・レンタル

#### 2 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する業種区分ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格申請時において、入札への参加を希望する業種区分に係る契約を履行した実績があること。
- (3) 入札への参加を希望する業種区分に係る営業に関し許可又は認可等を必要とする場合においては、これ を受けていること。
- (4) 4の(3)のアの納税証明書に未納税額がないこと。
- 3 申請の受付時期

随時受付し、翌月からの資格決定とする。

- 4 申請の方法
  - (1) 書面による申請
    - ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、インターネットの鳥取県ホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou) から入手すること。

#### イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当(〒680-8570 鳥 取市東町一丁目220 電話0857-26-7433) へ持参し、又は送付すること。

#### (2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム (http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?me nuid=1327) により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、 (3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出させることがあるので注意すること。

#### (3) 添付書類

ア 納税証明書(資格申請時前3月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前1年以内において納 税義務が発生したものに限る。)

#### (ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に係る納税証明書(国税通則法施行規 則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)並びに鳥 取県の県税(延滞税及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に係る納税証明書。ただし、法人のうち 鳥取県内に事業所を有さない者にあっては、県税に係る納税証明書の提出は不要とする。

#### (イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に係る納税証明書(第9号書式その3 の2)並びに鳥取県の県税(延滞税及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る納

- イ 申請者が法人である場合にあっては、商業登記簿の謄本の写し(資格審査申請時前3月以内に発行され たものに限る。)
- ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し(該当する業種区分に係るものに限る。)
- エ 国際標準化機構が定めた規格IS014001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理シス テム認定制度I種規格に適合する旨の認証を取得している者にあっては、当該認証登録証の写し
- オ 申請者が個人である場合にあっては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類
- カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。)
- キ 委任状(見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務(以下「契約事務」という。)を委 任する場合に限る。)
- ク 使用印鑑届(契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。)
- (4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等
  - ア 申請書は、日本語で作成すること。
  - イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨 幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### 5 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

- (1) 資格審査申請時までの営業年数
- (2) 直前決算における資本金
- (3) 資格審査申請時における従業員の数
- (4) 資格審査申請時の直前の1営業年度における製造高、販売高又は収入高
- (5) 契約実績その他の経営及び信用の状態
- 6 資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格を有する者が申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した場合については、当該資格を取 り消し、又は停止する。
  - (2) 入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停

止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。なお、その者を代理人、支配人 その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した 者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- カ この号(力を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格決定日から平成22年3月31日までとする。

なお、資格決定の手続は、原則として申請書を受け付けた日の属する月の翌月に行うものとする。

#### 鳥取県告示第162号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定した ので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏	名	住所施術所の名称		施術所の所在地	指定年月日
石坂	智恵	米子市両三柳323-1	株式会社 ホッと・ケア24	米子市両三柳323-	平成21年3月11
子				1	日
渡部	幸敏	"	"	"	"
渡部 竹本	幸敏 好克	# 倉吉市宮川町188-9	ップレイス治療院倉吉Leis	倉吉市宮川町188-	ッ 平成21年3月13

#### 鳥取県告示第163号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指 定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告 示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所 在地	居宅介護支援事業所の 名称	居宅介護支援事業所 の所在地	廃止年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院ケア プランセンター	倉吉市山根43-1	平成21年2月 28日

#### 鳥取県告示第164号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55 条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 治

#### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 の名称	居宅介護事業所 の所在地	居宅介護事業の 種類	指定年月日
吉田物産	米子市河岡568	伯仙デイサービ	米子市福万148	通所介護	平成21年1月13
株式会社	- 3	スセンター	<b>-</b> 3		日

#### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 の名称	介護予防事業所 の所在地	介護予防事業の 種類	指定年月日
医療法人	米子市上後藤	デイサービスセ	米子市彦名町	介護予防通所介	平成21年1月1
養和会	三丁目 5-1	ンター仁風荘ひ	964 — 1	護	日
		こな			
吉田物産	米子市河岡568	伯仙デイサービ	米子市福万148	11	平成21年1月13
株式会社	- 3	スセンター	- 3	"	目

#### 鳥取県告示第165号

鳥取県土地利用基本計画を平成21年3月19日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第 14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸

土地利用基本計画図中、倉吉市、岩美町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、大山町及び伯耆町の森林地域に係る部 分を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに倉吉市総合政策室、 岩美町自立推進課、湯梨浜町企画課、三朝町地域振興課、北栄町産業振興課、大山町企画情報課及び伯耆町地域 再生戦略課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第166号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査(伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るも のをいう。以下同じ。)、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査、 腐蛆(そ)病検査、鶏マイコプラズマ病検査及び高病原性鳥インフルエンザ検査を次のとおり実施するので、家畜 伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有 者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症(牛に係るものに限る。)、馬伝染性貧血、ニューカッ スル病、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)、腐蛆病、鶏マイコプラズマ病及び高病原性鳥インフルエンザ の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
  - (1) ブルセラ病検査
    - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365日を経過したもの(鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町及び鹿野町、八頭郡用瀬 町の区域に限る。)、八頭郡八頭町(平成17年3月31日町合併前の八頭郡八東町の区域に限る。)及び智 頭町、倉吉市(平成17年3月22日市町合併前の倉吉市の区域に限る。)、東伯郡湯梨浜町(平成16年10月 1日町村合併の東伯郡羽合町の区域に限る。)及び北栄町(平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条町の 区域に限る。)、西伯郡大山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。)、日野郡日 野町の区域において飼育しているものに限る。)
    - イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365日を経過したもの
    - ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの(アに掲げる区域以外の 区域において飼育しているものに限る。)
    - エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成21年4月1日以降に放牧するもの

#### (2) 結核病検査

- ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365日を経過したもの(鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村、気高郡気高町及び鹿野町 並びに八頭郡用瀬町及び佐治村の区域に限る。)、八頭郡八頭町(平成17年3月31日町合併前の八頭郡郡 家町及び八東町の区域に限る。)、若桜町及び智頭町、倉吉市、東伯郡湯梨浜町(平成16年10月1日町村 合併前の東伯郡羽合町若しくは泊村の区域に限る。)、北栄町(平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条 町の区域に限る。)及び琴浦町(平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町の区域に限る。)、西伯郡大 山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町及び中山町の区域に限る。)並びに日野郡日南町、日野 町及び江府町の区域において飼育しているものに限る。)
- イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365日を経過したもの
- ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの(アに掲げる区域以外の 区域において飼育しているものに限る。)
- エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成21年4月1日以降に放牧するもの
- オ 平成21年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (3) ヨーネ病検査
  - ア (2)に掲げる牛
  - イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛
  - ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している 牛で、生後365日を経過したもの
  - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している 牛で、生後365日を経過したもの

- オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している 牛で、生後365日を経過したもの
- カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成21年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、 繁殖の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365 日を経過したもの
- キ その他知事が必要と認める牛
- (4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

- (5) 馬伝染性貧血検査
  - ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
  - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
  - ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
  - エ 競馬法 (昭和23年法律第158号) による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬
- (6) ニューカッスル病検査

鷄

- (7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (8) 腐蛆病検査

みつばち

(9) 鶏マイコプラズマ病検査 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(10) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上、だちょうの場合は10羽以上の農場に限る。)

4 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

- 5 検査の方法
  - (1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(スクリーニング法及びエライザ法)又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法 (エライザ法)

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI 抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査 ひな白痢急速凝集反応

(8) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(10) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査 (寒天ゲル内沈降反応)

.....

#### 鳥取県告示第167号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	飼養者の所在地及び名称	返納理由
平20鳥取県1第14号	院櫛1831	黒毛和種	東伯郡琴浦町	廃用のため
			独立行政法人家畜改良センター	
			鳥取牧場	
平20鳥取県1第15号	関越1841	"	II	IJ.
平20鳥取県1第17号	風眉1847	"	II	JJ
平20鳥取県1第22号	博忠1906	"	IJ	JJ
平20鳥取県1第23号	博赤1916	"	II	IJ.
平20鳥取県1第74号	千河1939	"	II	JJ
平20鳥取県1第77号	緑腕1967	"	IJ	JJ
平20鳥取県1第80号	宅麻1973	"	IJ	JJ
平20鳥取県1第81号	緑葦1977	IJ	II	IJ.

### 鳥取県告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
路 脉 石	[五] [五]	前後別	(メートル)	(メートル)
倉吉江北	倉吉市小田字日ノ宮11-3地先から同市新田字土手下通	変更前	6.5~27.3	629. 0
線	314地先まで	変更後	12.9~55.2	640.0
上井北条	倉吉市小田字樋ノ口尻29-6地先から同市小田字宮ノ下	変更前	19.0~41.0	133. 0
線	58-1 地先まで	変更後	19.0~41.0	133. 0

#### 鳥取県告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)におい

て一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
倉吉江北線	倉吉市小田字日ノ宮11-3地先から同市新田字土手下通	平成21年 3 月29日
	314地先まで	平成21年3月29日

#### 鳥取県告示第170号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により 告示する。

平成21年3月27日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 開発許可の年月日及び番号 平成19年10月3日 鳥取県指令第200700091450号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八頭郡八頭町大字安井宿字沖穴田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八頭郡八頭町郡家493 八頭町長 平木 誠

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の 一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	改	正 後		改	正 前
1	略		1	略	
2	老人ホーム		2	老人ホーム	
	施設名	所在地		施設名	所在地
	略			略	

	皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-
		1
	略	
	特別養護老人ホー	西伯郡南部町落合480
	ムゆうらく	
	略	
3	及び4 略	

皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-
	1
鳥取県立福原荘	米子市皆生温泉四丁目17-
	2
略	
特別養護老人ホー	西伯郡南部町落合480
ムゆうらく	
大山リハビリテー	西伯郡伯耆町大原927-1
ション病院ショー	
トステイおおはら	
略	

3及び4 略

## 警察本部告示

#### 鳥取県警察本部告示第1号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次 のように改正する。

平成21年3月27日

鳥取県警察本部長 佐 藤 幸 一 郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正	前		
口頭によ	開示する個	開示請求	開示請求	口頭によ	開示する個	開示請求	開示請求
る開示請	人情報の内	を行うこ	を行うこ	る開示請	人情報の内	を行うこ	を行うこ
求を行う	容	とができ	とができ	求を行う	容	とができ	とができ
ことがで		る期間	る場所	ことがで		る期間	る場所
きる個人				きる個人			
情報取扱				情報取扱			
事務の名				事務の名			
称				称			
鳥取県警	第2次試験	採用候補	警察本部	鳥取県警	第2次試験	最終合格	警察本部
察官採用	の受験者の	者発表の	警務課	察官採用	の受験者の	発表の日	警務課
試験事務	試験種目ご	日から1		試験事務	試験科目ご	から1年	
	との得点及	年間			との得点及	間	
	び合計得点				び合計得点		
	並びに順位				並びに順位		

鳥取県職	第2次試験	採用候補	警察本部
員(警察事	の受験者の	者発表の	警務課
務) 採用試	試験種目ご	日から1	
験事務	との得点及	年間	
	び合計得点		
	並びに順位		
警察職員	試験種目ご	試験結果	警察本部
選考採用	との得点及	の通知の	警務課
試験事務	び合計得点	日から1	
	並びに順位	月間	
鳥取県警	試験種目ご	試験結果	警察本部
察非常勤	との得点及	の通知の	警務課
	び合計得占	日から1	
職員採用	O D bl 1/1 vw		
職員採用試験事務			
		月間	警察本部
試験事務	並びに順位試験種目ご	月間試験結果	
試験事務鳥取県警	並びに順位試験種目ご	月間 試験結果 の通知の	
試験事務 鳥取 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣	並びに順位 試験種目ご との得点及	月間 試験結果 の通知の 日から1	
試験事務 鳥取 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣	並びに順位 試験種目ご との得点及 び合計得点	月間 試験結果 の通知の 日から1	

鳥取県職	第2次試験	最終合格	警察本部
員(警察事	の受験者の	発表の日	警務課
務) 採用試	試験種目ご	から1年	
験事務	との得点及	間	
	び合計得点		
	並びに順位		
警察職員	試験種目ご	試験結果	警察本部
選考採用	との得点及	の通知の	警務課
試験事務	び合計得点	目から1	
	並びに順位	月間	
略			

## 内水面漁場管理委員会告示

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイの持ち出し等について 次のとおり指示する。

平成21年3月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曽 真 由 美

#### 1 指示内容

- (1) コイの持ち出し等の禁止
  - ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共用水面及びこれと連接一体をなす水面 で鳥取県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が指定する範囲(以下「当該水域」とい う。)から、コイを持ち出したうえ、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。
  - イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。
- (2) コイの放流等の制限
  - ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。
  - イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと連接一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイ を放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ 当該コイ群について、鳥取県水産試験場沿岸漁業部による所要 の飼育観察を行った上で、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法

	による検査をいう。以下同じ。) によりコイヘルペスウイルス陰
	性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局
	に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来で
	ないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関する
	PCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと連接一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成21年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号(コイの持ち出し等の禁止等に関する指示について)に基づ き、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成21年3月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曽 真 由 美

- 1 千代川水系のうち次に掲げる水域
  - (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
  - (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都 川本流、八頭町西御門の久能寺堰(以下「久能寺堰」という。)より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大 江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並び にそれらの支流を除く。) 及びそれに連接するすべての用水路
  - (3) 久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに連接するすべての用水路
  - (4) 大口堰から取水する用水路及びそれに連接するすべての用水路
  - (5) 鳥取市の湖山池
- 2 日野川水系のうち次に掲げる水域
  - (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
  - (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
  - (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
  - (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに連接するすべての用水路
  - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
  - (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに連接するすべての用水路
  - (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに連接するすべての用水路
  - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
  - (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
  - (16) 伯耆町二部の白潟橋より下流の野上川
  - (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに連接するすべての用水路

- (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに連接するすべての用水路
- (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに連接するすべての用水路
- (22) 伯耆町久古の堰堤(久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。)から取水する三崎井手及び それに連接するすべての用水路
- (23) 久古堰堤より下流の別所川
- (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに連接するすべての用水路
- (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに連接するすべての用水路
- 3 1及び2以外の水系のうち次に掲げる水域
  - (1) 鳥取市福部町箭渓の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに連接するす べての用水路
  - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭渓川及びそれに連接するすべての用水路
  - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに連接するすべての用水路
  - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに連接するすべての用水 路
  - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに連接するすべての用水路
  - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに連接するすべての用水路
  - (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
  - (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋(以下「養郷橋」という。)より下流の日置川本流及びそれに連接するすべ ての用水路
  - (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに連接するすべての用水路
  - (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
  - (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに連接するすべての用水路
  - (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
  - (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
  - (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
  - (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
  - (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
  - (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水するすべての用水路並びにそれらに連接するすべての用 水路

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が、平成21年度において達成すべき当該内水面における増殖 目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成21年3月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曽 真 由 美

第5	<b>重共同漁業権者</b>	增殖目標量				
		種苗の放流	産卵床の造成	ぼら及び		

			あゆ	渓流魚	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	あゆ	わかさぎ	しらうお	えび	せいごの
免許番号	漁業権者	漁場の区											稚魚のそ
	の名称	域											上支援の
													ための障
			(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(kg)	(千粒)	(平方メ	(平方メ	(平方メ	(平方メ	害物の除
									ートル)	ートル)	ートル)	ートル)	去 (回)
内共第1号	千代川漁	千代川水	1,062	183	-				3, 000				
	業協同組	系に係る											
	合	河川											
内共第2号	天神川漁	天神川水	150	65	-								
	業協同組	系に係る											
	合	河川											
内共第3号	日野川水	日野川水	2,000	99	-		40		12, 000				
	系漁業協	系に係る											
	同組合	河川											
内共第4号	湖山池漁	湖山池			-	50	30	10, 000		100	-	-	-
	業協同組												
	合												
内共第5号	東郷湖漁	東郷池			-	40	50	-		5, 000	2,000	2, 000	1
	業協同組												
	合												

注 渓流魚は、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじますの合計を指 す。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森 林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成21年1月9日付鳥取県告示第10号)の内容 (告示の内容)
  - 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

合資会社若桜 八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の22 銀行

山根 寿藏	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の14
森岡 一與	人頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の11
川戸 菊藏	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の1
奈羅尾喜代	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の8
"	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の9
前住長太郎	人頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の18
森岡権四郎	n .
森岡権太郎	II .
森岡善三郎	II .
山下 安藏	II .
山根源太郎	n

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山下藤十郎	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根 奥平	II .
山根喜次郎	n .
山根 吉蔵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
山根源太郎	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根市五郎	II
山根重太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
"	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
IJ	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根政次郎	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
"	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根藤四郎	II .
山根 萬蔵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19

森岡覚三郎	八頭郡若桜町大字巻米字アカン谷583の3
"	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
森岡権太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
11	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
11	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
11	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
森岡作次郎	n
森岡重太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
IJ	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
森岡善三郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
IJ	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
森岡長太郎	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
森岡徳次郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
11	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
川戸 吉藏	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
11	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
11	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
前住松太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
11	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
前住千太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
"	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
前住長太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
"	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
前住 鶴蔵	人頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
IJ.	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
"	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
奈羅尾市蔵	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の 1
奈羅尾福藏	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
奈羅尾勇藏	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
奈羅尾傅四郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
"	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
"	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
木島 可恵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19

木島岩太郎

八頭郡若桜町大字巻米字堂ノムコフ638の19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 若桜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

#### 達 公

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 自動車保管場所現地調査及び自動車保管場所のデータ入力業務 一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 平成21年2月27日

4 契約の相手方の名称及び 財団法人鳥取県交通安全協会

所在地

鳥取市東町一丁目220

5 契 約 調査業務1件につき867.6円(消費税及び地方消費税の額を含まない。) 金 額

入力業務1件につき148.5円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。(政令第10条第1項及び地方自

治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課

鳥取市東町一丁目271 及び所在地